

南区ユニバーサルスポーツ用具貸出要領 (ボッチャ、モルック、ディスクゲッター^{ナイン} 9、スポーツスタッキング)

1 目的

南区役所地域力推進課が所有するスポーツ用具(ボッチャ、モルック、ディスクゲッター^{ナイン} 9、スポーツスタッキング)は、区民の健康づくりの推進及び、生涯スポーツの普及啓発の目的でこれを貸し出すものとする。

2 貸出対象

南区在住・在勤・在学の方。ただし、空き状況により区外の方への貸し出しもできる。

3 貸出期間

貸出期間は原則7日以内とする。

4 申込方法

貸出は、事前予約制及び先着申し込み順とし、南区役所地域力推進課へ事前に空き状況を確認のうえ、「貸出申込書」を提出し、貸し出しを受けるものとする。

5 貸出・返却時間

貸出及び返却は、南区役所地域力推進課に来庁し、原則業務時間内(午前8時45分～午後5時15分)に行うものとする。

6 紛失・破損

貸出期間中の管理、保管等の責任は借主に帰属するものとする。当該期間中に、紛失、破損等損害が生じた場合には、ただちに南区役所地域力推進課へ報告し、借主の責めに帰す事由による場合は、用具代を限度として借主に損害賠償責任が生じる場合があるものとする。

7 事故の免責

貸出期間中の事故等により、借主及び第三者に損害が生じた場合は、南区役所地域力推進課は一切責任を負わないものとする。

8 その他

その他、疑義が生じた場合は速やかに南区役所地域力推進課に相談するものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

この要領は、令和7年4月1日より施行する。